

議案第107号

入間市下水道条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和元年11月26日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、排水設備等の工事事業者の基準における成年被後見人等に係る欠格条項を見直したいので、この案を提出するものである。

入間市下水道条例の一部を改正する条例

入間市下水道条例（昭和61年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第3項第1号中「オまで」を「カまで」に改める。

第9条の3第1項第4号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第9条の3第1項第4号オ中「エまで」を「オまで」に改め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第9条の7第2項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第9条の7第2項に次の一号を加える。

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第9条の7中第3項を第4項とし、第2項の次に次の一項を加える。

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、市長にその旨を届け出るものとする。

第9条の12中「あつたとき」の次に「、第9条の3第1項第4号ア、オ若しくはカのいずれかに該当するに至つたとき」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。